

★補助対象工事一覧

①対象となる工事（いずれも工事を伴うものが助成対象になります）

※住宅のリフォームを伴わない設備機器、備品等の購入・設置や本市の他の補助制度を利用している場合は対象になりません。

No.	工 事 内 容	判定	備 考
1	既存住宅の増築、改築工事	○	建築確認が必要なものは写しを提示
2	浴室、キッチン、洗面室、トイレのリフォーム	○	
3	給排水衛生設備工事	○	
4	換気設備工事	○	
5	電気設備工事	○	
6	ガス設備工事	○	
7	オール電化住宅工事	○	高効率給湯器設置工事を除く
8	外壁の張り替えや塗装工事	○	
9	部屋の間仕切りの変更工事	○	
10	床材、内壁材、天井材の張り替えや塗装等の内装工事	○	
11	床、壁、窓、天井の断熱改修工事	○	
12	ふすま、障子の張り替えや新設工事	○	
13	造り付け収納家具工事	○	
14	バルコニー、サンルームの改修、新設	○	
15	バリアフリー改修工事	○	
16	耐震補強	○	
17	屋根の工事	○	H26 から追加

②対象としない工事

No.	工 事 内 容	判定	備 考
1	防犯ライト、カメラの設置工事	×	
2	電話・インターネット・テレビ等の設置・配線工事	×	
3	エアコン・照明器具電化製品・ガス・石油暖房器具等、家具の購入・設置	×	
4	刃刈駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布等	×	
5	ハウスクリーニング、配水管清掃等	×	
6	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	×	
7	住宅の解体工事	×	
8	合併浄化槽の設置	×	
9	下水道接続工事	×	
10	門扉・塀・造園などの外構工事	×	
11	物置・カーポート等の附属建築物	×	
12	高効率給湯器（エコキュートなど）	×	H27 から対象外
13	太陽光発電	×	H27 から対象外
14	ペレットストーブ	×	H27 から対象外

上記の工事は一例です。

★申込及び問い合わせ先

筑西市経済部商工観光課
（本庁舎 3 階）

TEL 0296-54-7011

FAX 0296-20-1186

メール shokou@city.chikusei.lg.jp